

▲ I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊 (ドットフォンサービス)

目次	
第1章 総則	3
第1条 適用	3
第2条 用語の定義	3
第2章 ドットフォンサービスの種類等	4
第3条 ドットフォンサービスの種類	4
第4条 ダイヤルアウト	4
第3章 契約	4
第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約	4
第5条 第1種ドットフォンサービスの区別	4
第6条 第1種ドットフォンサービスの契約の単位	5
第7条 第1種ドットフォン契約申込みの方法	5
第8条 第1種ドットフォン契約申込みの承諾	5
第9条 I P 電話番号	5
第10条 その他の契約内容の変更	5
第11条 発信番号通知	5
第12条 050 あんしんナンバー転送等機能2の利用	6
第13条 国際電話利用休止機能の提供	6
第14条 第1種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡	6
第15条 当社が行う第1種ドットフォン契約等の解除	6
第2節 第3種ドットフォンサービスに係る契約	6
第16条 第3種ドットフォンサービスの区別	6
第17条 第3種ドットフォンサービスの契約の単位	6
第18条 第3種ドットフォン契約申込みの方法	6
第19条 第3種ドットフォン契約申込みの承諾	6
第20条 I P 電話番号	7
第21条 その他の契約内容の変更	7
第22条 発信番号通知	7
第23条 タイプ6に係る050 plus 転送ゲートウェイ機能の利用	7
第24条 第3種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡	7
第4章 付加機能	7
第25条 付加機能の廃止	7
第5章 利用停止	7
第26条 利用停止	7
第27条 利用限度額の設定	8
第6章 通信	8
第28条 通信利用の制限等	8
第29条 回線による制約	8
第30条 ボイスハードウェア等による制限	9
第31条 料金適用上必要な事項の測定等	9
第7章 料金等の支払義務	9
第32条 定額利用料等の支払義務	9
第33条 ダイヤルアウト通信料の支払義務	10
第8章 保守	11
第34条 ボイスハードウェア等の使用に係る責任	11
第9章 責任の制限	11
第35条 責任の制限	11
第10章 雑則	12
第36条 ドットフォン契約者に対する通知	12
料金表	13
通則	13
第1表 料金	15

第1	利用料金	15
第2表	工事に関する費用（工事費）	37

第1章 総則

(適用)

第1条 当社は、IP通信網サービス契約約款（OCN）共通編（以下「共通編」といいます。）第1条（約款の適用）第2項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりドットフォンサービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 第1種ドットフォン契約	当社から第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
2 第1種ドットフォン契約者	当社と第1種ドットフォン契約を締結している者
3 第2種ドットフォン契約	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
4 第2種ドットフォン契約者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と第2種ドットフォン契約を締結している者
5 第3種ドットフォン契約	当社から第3種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
6 第3種ドットフォン契約者	当社と第3種ドットフォン契約を締結している者
7 ドットフォン契約者	第1種ドットフォン契約者又は第3種ドットフォン契約者
8 第1種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第1種ドットフォン契約に係るもの (注) 当社が別に定める回線は、第1種ドットフォンサービスを利用するための電気通信回線であって、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン8並びにタイプ8のコース2のプラン2及びプラン3を除きます。以下同じとします。）の加入者回線等（第1種ドットフォンサービスがタイプ1の場合はDSL回線、光アクセス回線に係るものに限ります。）とします。
9 第2種ドットフォン利用回線	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定される回線であって第2種ドットフォン契約に係るもの
10 第3種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第3種ドットフォン契約に係るもの (注) 当社が別に定める回線は、第3種ドットフォンサービスを利用するため電気通信回線であって、共通編第4条（用語の定義）に定めるIP通信網を使用して通信を行う回線とします。
11 ボイスハードウェア	VoIPサービスを利用するために必要な自営端末設備
12 ファームウェア	ボイスハードウェアを制御するソフトウェア

第2章 ドットフォンサービスの種類等
(ドットフォンサービスの種類)

第3条 ドットフォンサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種ドットフォンサービス	第1種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
第3種ドットフォンサービス	第3種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

(ダイヤルアウト)

第4条 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。

(1) 発信元

A ボイスモードで使用する回線

- a 第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線
- b 第3種ドットフォンサービスに係る第3種ドットフォン利用回線

(2) 発信先

A 加入電話等設備

B IP電話設備

C 料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域

(注) 当社が別に定める通信は、次の表に掲げるものとします。

区 分	内 容
第1種ドットフォンサービス	当社のWebサイト (https://service.ocn.ne.jp/signup/phone/ip/voip.html) に掲げる通信
第3種ドットフォンサービス	当社のWebサイト (https://welcome.050plus.com/web/jsp/pc/ja/NoticeDetail.jsp) に掲げる通信

2 前項の規定にかかわらず、第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者（国際電話利用機能の提供を受けている場合を除きます。）に限ります。）は、料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域へのダイヤルアウトを行うことができません。

第3章 契約

第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約

(第1種ドットフォンサービスの区別)

第5条 第1種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	タイプ3以外のもの
タイプ3	050 あんしんナンバー転送等機能2を利用することができるもの
備考	タイプ1については、第1種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第29条（回線による制約）に規定する制約があります。

(第1種ドットフォンサービスの契約の単位)

第6条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第1種ドットフォン利用回線につき1の第1種ドットフォン契約を締結します。この場合、第1種ドットフォン契約者は、1の第1種ドットフォン契約につき1人に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、第1種ドットフォン契約者から、新たな第1種ドットフォン契約の申込みがあった場合は、当社は、その第1種ドットフォン契約に係る第1種ドットフォン利用回線につき当社が別に定める数までの第1種ドットフォン契約を締結します（タイプ3に係るものに限りません）。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める数は、4とします。

(第1種ドットフォン契約申込みの方法)

第7条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第1種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第1種ドットフォンサービスの区別

(2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(第1種ドットフォン契約申込みの承諾)

第8条 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、第1種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェア（以下「ボイスハードウェア等」といいます。）を使用することを条件として、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定するほか、次の場合には、その第1種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第1種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第1種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第1種ドットフォンサービスを利用する場所と第1種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。

(3) 第1種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、他の第1種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限りません。）又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限りません。）を利用しているとき。

(IP電話番号)

第9条 当社は、第1種ドットフォン契約ごとにIP電話番号を定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種ドットフォン契約者に通知します。

(その他の契約内容の変更)

第10条 当社は、第1種ドットフォン契約者から請求があったときは、第7条（第1種ドットフォン契約申込みの方法）第2号に規定する契約内容の変更を行いません。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（第1種ドットフォン契約申込みの承諾）及び共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(発信番号通知)

第11条 第1種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第1種ドットフォン契約者のIP電話番号を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。

(1) 第1種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行ったとき（通信の発信に先立ち「186」をダイヤルした場合を除きます）。

(2) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルしたとき。

(050 あんしんナンバー転送等機能2の利用)

第12条 第1種ドットフォンサービス(タイプ3に係るものに限り)を利用する第1種ドットフォン契約者は、料金表第1表(料金)1-2-4に規定する050 あんしんナンバー転送等機能2を利用することができます。

(国際電話利用休止機能の提供)

第13条 共通編第18条(付加機能の提供)に規定するほか、当社は、第7条(第1種ドットフォン契約申込みの方法)に規定する第1種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限り)の利用申込みがあった場合は、同時に、付加機能(国際電話利用休止機能に限り。以下この条において同じとします。)の提供開始の請求があったものとみなして取り扱います。

(第1種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡)

第14条 当社は、共通編第13条(IP通信網契約に基づく権利の譲渡)第1項及び第2項の規定によりタイプ1及びタイプ3に係る第1種ドットフォン利用権(第1種ドットフォン契約者が第1種ドットフォン契約に基づいて第1種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項に規定するほか、第1種ドットフォン利用回線に係る第2種利用権(第2種契約者が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。)の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。

2 削除

(当社が行う第1種ドットフォン契約等の解除)

第15条 当社は、共通編第15条(当社が行うIP通信網契約の解除)に規定するほか、第1種ドットフォン契約者からその第1種ドットフォン契約に係る第1種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除又は第2種契約の契約内容の変更に伴い第1種ドットフォン利用回線からそれ以外の電気通信設備への変更があった旨の届出があったとき並びにその事実を知ったときは、その第1種ドットフォン契約を解除します。

2 削除

第2節 第3種ドットフォンサービスに係る契約

(第3種ドットフォンサービスの区別)

第16条 第3種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ6	第3種ドットフォンサービスのうち050 plus 転送ゲートウェイ機能を利用することができるもの

(第3種ドットフォンサービスの契約の単位)

第17条 当社は、共通編第8条(IP通信網契約の単位)に規定する契約の単位として、1の第3種ドットフォン利用回線につき1の第3種ドットフォン契約を締結します。この場合、第3種ドットフォン契約者は、1の第3種ドットフォン契約につき1人に限ります。

(第3種ドットフォン契約申込みの方法)

第18条 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第3種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社指定の方法により契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第3種ドットフォンサービスの区別

(2) その他申込内容を特定するために必要な事項

(第3種ドットフォン契約申込みの承諾)

第19条 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあった場合、第3種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア等及び当社が別に定めるソフトウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。

(注)当社が別に定めるソフトウェアは、「050 plus アプリケーション使用許諾に関する利用規約」に定めるアプリケーションとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第 10 条第 2 項に規定するほか、次の場合には、その第 3 種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第 3 種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第 3 種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第 3 種ドットフォンサービスを利用する場所と第 3 種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。

(I P 電話番号)

第 20 条 当社は、第 3 種ドットフォン契約ごとに I P 電話番号を定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P 電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、I P 電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第 3 種ドットフォン契約者に通知します。

(その他の契約内容の変更)

第 21 条 当社は、第 3 種ドットフォン契約者から請求があったときは、第 18 条 (第 3 種ドットフォン契約申込みの方法) 第 2 号に規定する契約内容の変更を行いません。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 19 条 (第 3 種ドットフォン契約申込みの承諾) 及び共通編第 10 条 (I P 通信網契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

(発信番号通知)

第 22 条 第 3 種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第 3 種ドットフォン契約者の I P 電話番号を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。

(1) 第 3 種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェア等又はソフトウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行ったとき (通信の発信に先立ち「186」をダイヤルした場合を除きます)。

(2) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルしたとき。

(タイプ 6 に係る 050 plus 転送ゲートウェイ機能の利用)

第 23 条 第 3 種ドットフォンサービス (タイプ 6 に係るものに限ります。) を利用する第 3 種ドットフォン契約者は、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより、第 3 種ドットフォン利用回線から、050 plus 転送ゲートウェイ装置を経由して、第 4 条に規定するダイヤルアウト及び第 3 種ドットフォン利用回線に係る番号に着信する通信を、050 plus 転送ゲートウェイ装置で一旦終端し、音源装置に接続する機能を利用することができます。

(第 3 種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡)

第 24 条 当社は、共通編第 13 条 (I P 通信網契約に基づく権利の譲渡) の規定にかかわらず、タイプ 6 に係る第 3 種ドットフォン利用権は譲渡することができません。

第 4 章 付加機能

(付加機能の廃止)

第 25 条 当社は、付加機能 (特定番号通知機能に限ります。) の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。

第 5 章 利用停止

(利用停止)

第 26 条 当社は、共通編第 26 条 (利用停止) に規定するほか、第 3 種ドットフォンサービス (タイプ 6 に係るものに限ります。以下本条において同じとします。) を利用する第 3 種ドットフォン契約者に対し、料金表第 1 表 2-2-5 (ダイヤルアウト通信料) の月額累計額が、当社が別に定める一定額を超えた場合、一定額を超えたことを当社が把握した時点で、契約情報の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、第 18 条 (第 3 種ドットフォン契約申込みの方法) に基づく契約申込書へ記載した内容を当社が確認できないときは、第 3 種ドットフォンサービスの利用を停止することがあります。

2 第1項に規定するほか、当社は、ドットフォン契約者が次に掲げる事項（当社が別に定める規定に係るものに限り、事実を告げず、又は不実のことを告げること等により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付（当社が別に定める場合に限り、）することができない場合、そのドットフォン契約者に対し、当該事項の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金について支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのドットフォンサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) ドットフォン契約者の氏名又は名称
- (2) ドットフォン契約者の住所又は居所
- (3) その他ドットフォンサービスの提供に必要な事項

(注1) 本条第1項の当社が別に定める一定額は、3万円とします。

(注2) 本条第2項の当社が別に定める規定は、共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）、第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）、別記4（IP通信網契約者の地位の承継）及び別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）とします。

(注3) 本条第2項の当社が別に定める書面は、事業法第26条の2（書面交付）の規定に基づき当社が交付する書面とします。

(注4) 本条第2項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします。（利用限度額の設定）

第27条 当社は、第3種ドットフォン契約者（第3種ドットフォンサービス（タイプ6に係るものに限り、以下本条において同じとします。）を利用する者に限り、以下、本条において同じとします。）が当社に支払うべきダイヤルアウト通信料の1の料金月における月額累計額（既に当社に支払われた額を除いた額とします。）について、限度額（以下「利用限度額」といいます。）を設定します。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

2 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

3 第3種ドットフォン契約者は、第1項に規定するダイヤルアウト通信料の1の料金月における月額累計額が利用限度額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に料金の支払いによってその累計額が利用限度額を下回るときは、その料金が支払われるまでの間）、ダイヤルアウト通信を行うことができません。

4 第3種ドットフォン契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、前項の利用限度額を超えた部分に係る料金その他の債務については、支払いを要します。

(注1) 本条第1項の当社が別に定める場合は、その第3種ドットフォン契約者が次のいずれかの条件に該当する場合とします。

- (1) その第3種ドットフォン契約者が、本条第3項に定める利用限度額を超える額のダイヤルアウト通信料の支払いを過去に行ったことがある場合
- (2) その第3種ドットフォン契約者に第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月を経過した場合（その第3種ドットフォン契約者がこの約款に規定する料金その他の債務の支払いを怠ったことがある場合を除きます。）

(注2) 本条第2項の当社が別に定める額は、3万円とします。

第6章 通信

(通信利用の制限等)

第28条 当社は、共通編第28条（通信利用の制限等）のほか、利用者がドットフォンサービスを長時間継続的に利用した場合において、当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときはその利用を中断することがあります。

(回線による制約)

第29条 ドットフォン契約者は、共通編第29条（回線による制約）に規定するほか、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、第1種ドットフォン利用回線又は第3種ドットフォン利用回線を使用する

ことができない場合（当社が別に定める理由により使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、ドットフォンサービスを利用することができない場合があります。また、この場合においてドットフォン契約者がボイスモードを利用しているときは、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

- 2 第1種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限ります。）は、第1種ドットフォン利用回線において、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第1種ドットフォンサービス（050 あんしんナンバー転送等機能を利用する場合を除きます。）を利用することはできません。

（注）本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の（1）に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

（ボイスハードウェア等による制限）

第30条 ドットフォン契約者は、その使用するボイスハードウェア等若しくはソフトウェア（ボイスハードウェア及びファームウェアと合わせて、ボイスハードウェア等といいます。以下、同じとします。）の種類又は通信先が使用するボイスハードウェア等の種類によって、ドットフォンサービスの一部を利用することができないことがあります。

- 2 当社は、前項に規定する事象について、その事実を知ったときはドットフォン契約者にそのことを通知します。

- 3 当社は、前項の規定により、ドットフォンサービスの一部を利用することができないことを通知した場合は、その通知した範囲に限り、第32条及び第35条並びに共通編第31条（利用料金等の支払義務）及び第44条（責任の制限）の規定にかかわらず、その料金の支払い義務の免除又は損害の賠償を行いません。

（料金適用上必要な事項の測定等）

第31条 次に掲げる接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

（1）ダイヤルアウトに係る接続時間

（2）加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への接続時間

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款（OCN）共通編別記3（VOIP協定事業者）（2）（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。

第7章 料金等の支払義務

（定額利用料等の支払義務）

第32条 共通編第31条に規定する料金等の支払義務として、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者を除くドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者にあつては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間（タイプ1又はタイプ3に係る第1種ドットフォン契約について、提供を開始した日を含む料金月の解除又は廃止が複数回（2回以上）行われた際は1か月間とさせていただきます場合があります。）について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定するドットフォン契約に係る利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりドットフォンサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、ドットフォン契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。ただし、共通編第 26 条（利用停止）第 2 項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日をドットフォン契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日をドットフォンサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。
- (2) 前号の規定によるほか、ドットフォン契約者は、次の場合を除き、ドットフォンサービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 ドットフォン契約者の責めによらない理由により、そのドットフォンサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄、3 欄又は 4 欄に該当する場合及びDSL回線の区間（共通編別記 2 の(1)に掲げる特定協定事業者の区間に限ります。）において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。</p> <p>(注) 当社が別に定める理由は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのドットフォンサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>
<p>3 回線収容部の変更等又は移転に伴って、ドットフォンサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（ドットフォン契約者の都合によりドットフォンサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>
<p>4 ドットフォンサービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（ダイヤルアウト通信料の支払義務）

第 33 条 ドットフォン契約者は、そのダイヤルアウト（ドットフォン契約者が共通編別記 6（IP 通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為を行うことによって生じたもの又はそのドットフォン契約者以外の者が行ったものを含みま

す。)について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定したダイヤルアウト通信料の支払いを要します。

ただし、そのダイヤルアウトについてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款及び料金表に別段の定めがある場合又は料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、ドットフォン契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第8章 保守

(ボイスハードウェア等の使用に係る責任)

第34条 当社は、当社が必要と判断したときは、当社の推奨するボイスハードウェア等を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の規定によりボイスハードウェア等を変更するときは、そのことをドットフォン契約者に通知します。
- 3 ドットフォン契約者は、前2項の規定によりボイスハードウェア等が変更されたときは、その使用するボイスハードウェア等を速やかに変更するものとします。

第9章 責任の制限

(責任の制限)

第35条 当社は、共通編第44条(責任の制限)に規定するほか、ドットフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたとき(当社が当社の提供区間(特定卸事業者の提供区間を含みます。以下同じとします。))と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときを含みます。)は、そのドットフォンサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合(ボイスモードの利用において、その提供をしなかつたことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。))より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。)を含みます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのドットフォン契約者の損害を賠償します。

ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのI P通信網サービスがDSL回線の区間(当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。)において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、ドットフォンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのドットフォンサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金(次号に規定する利用料金を除きます。)

(2) 料金表第1表に規定する利用料、ダイヤルアウト通信料(ドットフォンサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、共通編別記2の(1)に掲げる者としてします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、特定協定事業者の契約

約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均利用料金とします。

- 3 当社の故意又は重大な過失によりドットフォンサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第10章 雑則

(ドットフォン契約者に対する通知)

第36条 ドットフォン契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) ドットフォン契約者がドットフォン契約の申込みの際又はその後に当社に届けたドットフォン契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) ドットフォン契約者がドットフォン契約の申込みの際又はその後に当社に届けたドットフォン契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社がドットフォン契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えまします。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。

料金表

通則

(利用料金の設定)

- 1 ダイアルアウト通信料については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。

ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりそのエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りでありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、ドットフォン契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

- 3 当社は、次の場合が生じたときを除いて、定額利用料等については、日割しません。

(1) 第32条(定額利用料等の支払義務)第2項第2号の表(2欄の規定を除きます。)の規定(これに準ずる規定を含みます。)に該当するとき。

(2) 7の規定に基づく起算日の変更があったとき。

- 4 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行います。この場合、第32条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 5 3の規定による定額利用料等の日割のうち、次の料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

(1) 料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(第1種ドットフォン契約に係るもの)の1-2-2(ユニバーサルサービス料)及び1-2-3(電話リレーサービス料)に規定する料金

(2) 料金表第1表(料金)第1(利用料金)3(第3種ドットフォン契約に係るもの)の2-2-2(ユニバーサルサービス料)及び2-2-3(電話リレーサービス料)に規定する料金

- 6 利用料金のうち利用料及びダイアルアウト通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめドットフォン契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 ドットフォン契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 10 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、9及び10の規定にかかわらず、ドットフォン契約者の承諾(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3に規定する説明を事前に行った場合を含みます。)を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 12 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、ドットフォン契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 14 第 32 条（定額利用料等の支払義務）及び第 33 条（ダイヤルアウト通信料の支払義務）並びに共通編第 32 条（手続きに関する料金の支払義務）及び共通編第 33 条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

- 15 14 に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注) 当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

- (1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。

料金表第 1 表（料金）第 1（利用料金）の 1（第 1 種ドットフォン契約に係るもの）の 1-2（料金額）の 1-2-5（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）及び 3（第 3 種ドットフォン契約に係るもの）の 2-2（料金額）の 2-2-5（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）に規定する料金

- (2) この料金表に規定する料金その他の債務（法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。）の額は、税抜価格とし、かつこの料金額は、税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。）を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

- (3) 14 に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 16 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 第1種ドットフォン契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) 第1種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第1種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	1-2-2に規定するユニバーサルサービス料及び1-2-3に規定する電話リレーサービス料は、IP電話番号1番号ごとに適用します。
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第1種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限り。）及び料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第1種ドットフォン契約者が、その第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>（注）当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款（OCN）共通編 別記3（VoIP協定事業者）</p> <p>(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとし、</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、1-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p>

(注1) 本欄に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日
前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤ
ルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間
の日数を乗じて得た額

(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日
前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルア
ウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均
のダイヤルアウト通信料のうち低い方の値に、算定できな
かった期間の日数を乗じて得た額

(5) 第2種契約の取扱いに係る定額料減額の適用
当社は、第1種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限り
ます。）が当社と第2種契約を締結している場合には、1-2
-1（定額料）に規定する定額料から1契約ごとに、当該定額
料相当額を減額して適用します。

(6) 一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用
ア 当社は、第2種契約を締結している第1種ドットフォン契
約者（タイプ1に係る者に限ります。）からこの月極割引の
申出があった場合には、次表の1に規定する定額料を支払う
ことを条件に、第1種ドットフォン定額割引対象料金（次表
の2に規定する料金を合算したものをいいます。以下この欄
において同じとします。）の月額累計額について、次表の3
に規定する額の割引を行います。この場合において、当社
は、その料金月における消費税相当額を加算する前の第1種
ドットフォン定額割引対象料金の月額累計額を合算したもの
の国際通話及び国内通話の比率（次表の4の左欄及び右欄に
それぞれ規定する区分における比率をいいます。）で割引額
を按分しそれぞれ適用します。

表1

定額料	月額300円（330円）
-----	--------------

表2

料金
① 第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（この第1種ドットフォン契約者がタイプ3に係る第1種ドットフォン契約を締結している場合（第2種契約者に係る契約者識別符号が同一の場合に限ります。）、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払を要するダイヤルアウト通信料を含みます。）
② 第1種ドットフォン利用回線から発信したエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金（その第1種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。）

表3

第1種ドットフォンの割引対象料金の月額累計額	割引額
0円から350円（385円）の場合	その第1種ドットフォンの割引対象料金の月額累計額と同額

350 円 (385 円) を超える 場合	350 円 (385 円)
--------------------------	---------------

表 4

ダイヤルアウト通信の区分	
国際通話（料金表第 1 表第 1（利用料金）1－2－5（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの）に係るダイヤルアウト通信をいいます。	国内通話（左欄以外のものをいいます。）

イ この月極割引に係る料金の月額累計は、料金月単位で行います。

ウ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、第 1 種ドットフォン契約の解除があった場合は、この月極割引を廃止します。

オ この月極割引の廃止があった場合は、月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ 当社は、通則 3 の規定にかかわらず、定額料については、日割しません。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク アの場合において、その第 1 種ドットフォン契約が合算ドットフォン請求（次表の 5 に規定する請求をいいます。以下同じとします。）に係るとき（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第 39 条（債権の譲渡）第 2 項に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）は、次表の 6 に規定する料金を合計したものを第 1 種ドットフォン定額割引対象料金とみなして取り扱います。

表 5

請求
請求事業者が第 1 種ドットフォン契約、第 2 種ドットフォン契約及び第 3 種ドットフォン契約に係る料金その他の債務について一括して行う請求（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第 1 表 1－1 (11) に規定する統合請求による場合、共通編第 39 条第 2 項の規定により債権を譲渡したことによる場合及びドットフォン契約者の指定した請求の方法により請求することによる場合を除きます。）

表 6

請求
① 第 1 種ドットフォン定額割引対象料金
② 合算ドットフォン請求（第 1 種ドットフォン契約に係るものに限ります。以下この表において同じと

	<p>します。)に係る第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)に係る第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料(その第2種ドットフォン契約が代表機能の利用に係る場合であって第2種ドットフォン契約者から申出があった場合は、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線に係るダイヤルアウト通信料を含みます。)及び第2種ドットフォン利用回線から発信したエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金(その第2種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。)の月額累計額を合算したもの(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のIP通信網サービス契約約款の料金表に規定する(5)(選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用)欄の割引の適用があるときは、適用した後の額とします。)</p> <p>③ 合算ドットフォン請求に係る第3種ドットフォン契約(タイプ6に係るものに限ります。)に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料及び第3種ドットフォン利用回線から発信したエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款に規定する地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金(その第3種ドットフォン契約者の支払義務に係るものに限ります。)を合算したもの</p>
<p>(7) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能利用料の適用</p>	<p>着信拒否機能及び050 あんしんナンバー転送機能を同時に利用している場合には、1の第1種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)ごとに、1-2-4(付加機能利用料)に規定する付加機能利用料の合計額から50円(55円)を減額して適用します。</p>
<p>(8) 請求書等の発行に関する料金の適用</p>	<p>ア ドットフォン契約者は、ドットフォンサービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約(請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約)の定めるところによります。</p> <p>イ アに規定するほか、請求書等の発行に関する料金の適用については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))の定めに従って取り扱います。</p>
<p>(9) 利用料金の適用除外</p>	<p>当社は、第1種ドットフォン契約(タイプ1及びタイプ3に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)の解除があった場合(当社が別に定める場合に限ります。)、その第1種ドットフォン契約の利用料金(定額料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び付加機能利用料に限ります。)を適用しません。</p> <p>(注) 当社が別に定める場合は、その第1種ドットフォン契約に係る第2種契約について書面解除(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通</p>

	信網サービスに限ります))に規定するものをいいます。 以下同じとします。)があった場合とします。
--	---

1-2 料金額

1-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ1	380円(418円)
タイプ3	450円(495円)

1-2-2 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のIP電話 番号ごとに月 額	基礎的電気通信役務支援機関がその 適用期間ごとに総務大臣に認可を受 けた番号単価と同額(基礎的電気通信 役務支援機関がその適用期間ごとに 総務大臣に認可を受けた番号単価と 同額に消費税相当額を加算した額)
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定 し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

1-2-3 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1のIP電話 番号ごとに月 額	1円(1.1円)
備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間 ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価(当社のWebサイト (https://s.ocn.jp/relay) に掲載するものとします。)を1円で除して得られる 数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。		

1-2-4 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額

着信拒否機能	発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能 (注) 当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信とします。	1の第1種ドットフォンサービス毎に月額	300円 (330円)
	指定番号着信拒否機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、登録応答装置（その第1種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能 (注) 当社が別に定めるものは、0から始まる9桁から11桁までの本邦の電話番号（00から始まる電話番号を除きます。）とします。		
備考	<p>1 当社は、第1種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p>			
国際電話利用休止機能	その第1種ドットフォンサービスについて国際通信（ダイヤルアウトの内、第4条（ダイヤルアウト）第1項第2号のCに規定する地域へのものをいいます。以下同じとします。）を規制する機能			—
	備考	当社は、タイプ1に係る第1種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。		

特定番号通知機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係るIP電話番号（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なものに限り）から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知する機能	1契約ごとに月額	100円 (110円)
備考	<p>1 当社は、第1種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 この機能のお申込みに当たっては、利用するエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款においてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が付与する着信課金番号又は特定着信番号をあらかじめ通知していただきます。</p> <p>3 当社は、この機能のお申込みをした者とあらかじめ通知していただいた着信課金番号又は特定着信番号を利用している者が同一の者とならない場合には、この機能のお申込みを承諾しないことがあります。</p>		
050あんしんナンバー転送等機能	転送機能 この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係る番号に着信をする通信を、第1種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1の第1種ドットフォンサービス毎に月額	200円 (220円)
クリックダイヤル機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者からの指定により、当社が設置するクリックダイヤル装置（本付加機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）を使用して、この機能を利用する第1種ドットフォン契約者のIP電話番号とその第1種ドットフォン契約者が指定する電話番号等との間でダイヤルアウト通信を行う機能		
ネットワーク電話帳機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者が、当社が設置するクリックダイヤル装置に電話番号等の情報を登録し管理することができる機能		
発着信履歴蓄積機能	この機能に係るIP電話番号を使用する通信（通信が確立しなかった場合を含みます）の履歴を当社が設置するクリックダイヤル装置に蓄積し確認することができる機能		

備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社が定める 050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の契約を締結している第1種ドットフォンサービス（タイプ1）に限り、本付加機能を提供します。 2 本付加機能の申込みと同時に当社が定める 050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の申込みを行うものとします。 3 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る I P 電話番号への通信とこの機能に係る I P 電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。 4 転送機能に係る通信については、第4条の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域についての電話番号を着信先番号として指定することはできません。 5 当社は、転送機能及びクリックダイヤル機能に係る指定した電話番号先からその転送等される通信について、間違いのためその転送等が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送等を中止することがあります。 6 発着信履歴が蓄積可能数を越えたときは、最初に蓄積されたものから順に消去して、新たな履歴を蓄積します。 7 発着信履歴は4か月経過後又は発着信履歴が100件を超えたときに消去します。 8 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、蓄積中の発着信履歴、ネットワーク電話帳に登録中の電話番号、その他の情報等を消去することがあります。 9 本付加機能に係る設定及び利用方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、クリックダイヤル機能で通信できる電話番号等、ネットワーク電話帳に登録可能な電話番号等及びその数、蓄積可能な発着信履歴の数、その他の条件等については、当社が指定するところによります。 10 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。 				
050 あんしんナンバー転送等機能2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">転送機能</td> <td style="padding: 5px;">この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係る番号に着信をする通信を、第1種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> </table>	転送機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係る番号に着信をする通信を、第1種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能		—
転送機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係る番号に着信をする通信を、第1種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能		—		

発信番号非通知着信拒否機能	<p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能</p> <p>（注）当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信とします。</p>		
指定番号着信拒否機能	<p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、登録応答装置（その第1種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能</p> <p>（注）当社が別に定めるものは、0から始まる9桁から11桁までの本邦の電話番号（00から始まる電話番号を除きます。）とします。</p>		
クリックダイヤル機能	<p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者からの指定により、当社が設置するクリックダイヤル装置（本付加機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）を使用して、この機能を利用する第1種ドットフォン契約者のIP電話番号とその第1種ドットフォン契約者が指定する電話番号等との間でダイヤルアウト通信を行う機能</p>		
ネットワーク電話帳機能	<p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者が、当社が設置するクリックダイヤル装置に電話番号等の情報を登録し管理することができる機能</p>		
発着信履歴蓄積機能	<p>この機能に係るIP電話番号を使用する通信（通信が確立しなかった場合を含みます）の履歴を当社が設置するクリックダイヤル装置に蓄積し確認することができる機能</p>		

備考

- 1 当社が定める 050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の契約を締結している第 1 種ドットフォンサービス（タイプ 3）に限り、本付加機能を提供します。
- 2 本付加機能の申込みと同時に当社が定める 050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約の申込みを行うものとします。
- 3 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る I P 電話番号への通信とこの機能に係る I P 電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の 2 の通信として取り扱います。
- 4 転送機能に係る通信については、第 4 条の規定にかかわらず、料金表第 1 表（料金） 1 - 2 - 5 のイに規定する地域についての電話番号を着信先番号として指定することはできません。
- 5 当社は、転送機能及びクリックダイヤル機能に係る指定した電話番号先からその転送等される通信について、間違いのためその転送等が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送等を中止することがあります。
- 6 当社は、発信番号非通知着信拒否機能及び指定番号着信拒否機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。
- 7 発着信履歴が蓄積可能数を越えたときは、最初に蓄積されたものから順に消去して、新たな履歴を蓄積します。
- 8 発着信履歴は 4 か月経過後又は発着信履歴が 100 件を超えたときに消去します。
- 9 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、蓄積中の発着信履歴、ネットワーク電話帳に登録中の電話番号、その他の情報等を消去することがあります。
- 10 本付加機能に係る設定及び利用方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、クリックダイヤル機能で通信できる電話番号等、ネットワーク電話帳に登録可能な電話番号等及びその数、蓄積可能な発着信履歴の数、その他の条件等については、当社が指定するところによります。
- 11 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。

1 - 2 - 5 ダイヤルアウト通信料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記 17 の(4)のイの(イ)に係るもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8 円)

(イ) 共通編別記 17 の(4)のイの(ウ)に係るもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 1 分までごとに	16 円 (17.6 円)

(ウ) 削除

(エ) I P電話設備のうち、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電話番号を用いるもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)

(オ) I P電話設備のうち、共通編別記3に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

(単位：円)

地域	料金額	1の通信につき接続通信時間1分までごとに
アイスランド共和国		70
アイルランド		20
アゼルバイジャン共和国		70
アセンション島		250
アゾレス諸島		35
アフガニスタン・イスラム共和国		160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		9
アラブ首長国連邦		50
アルジェリア民主人民共和国		127
アルゼンチン共和国		50
アルバ		80
アルバニア共和国		120
アルメニア共和国		202
アンギラ		80
アンゴラ共和国		45
アンティグア・バーブーダ		80
アンドラ公国		41
イエメン共和国		140
イスラエル国		30
イタリア共和国		20

イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112

ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110

シンガポール共和国	30
シント・マールテン島	70
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国	29
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30

ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70

東ティモール民主共和国	126
フィジー諸島共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテyna諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55

マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディヴ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ共和国	120
ヨルダン・ハシミテ王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア共和国	70
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70

ロシア連邦	45
インマルサットA e r o	700
インマルサットB G A N / F B / S B	209
インマルサットF	209
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	700
インマルサットF (H S D)	700
イリジウム衛星携帯電話	250
スラーヤ衛星携帯電話	175
ボーダフォン (マルタ)	700
備考	
<p>1 第1種ドットフォンサービスにおける、外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>2 本邦とインマルサットシステム又はボーダフォン (マルタ) に係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</p> <p>3 通則 14 (消費税相当額の加算) の規定にかかわらず、この表に規定する料金は消費税課税対象外とします。</p>	

2 第3種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容
(1) 第3種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第3種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	2-2-2に規定するユニバーサルサービス料及び2-2-3に規定する電話リレーサービス料は、I P電話番号1番号ごとに適用します。
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第3種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条 (ダイヤルアウト) の規定にかかわらず、本料金表においては、第3種ドットフォン契約者が、その第3種ドットフォンサービスに係る第3種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、2-2 (料金額) に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p>

<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(注1) 本欄に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>		
<p>(5) 合算ドットフォン請求における同一料金月の減額適用 (i)</p>	<p>ア 当社は、第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）が合算ドットフォン請求（第2種契約（タイプ6-3のコース1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る場合（その合算ドットフォン請求に係る契約が共通編第39条（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）であつて、第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者に限ります。以下、この欄において同じとします。）から本割引の申出があつたときは、その第3種ドットフォン契約に係る利用料金（定額料に限ります。）について、第3種ドットフォン契約に係る料金及び第2種契約に係る料金のいずれもが適用される料金月に限り次表のとおり割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="552 1541 1198 1727"> <tr> <td data-bbox="552 1541 791 1727">割引額 (月額)</td> <td data-bbox="791 1541 1198 1727">1の第3種ドットフォン契約の料金額（定額料に限ります。）に次の割引率を乗じて得た額 50%</td> </tr> </table> <p>イ 本割引は、料金月単位で適用します。</p> <p>ウ 本割引の適用は、その割引の申出を当社が承諾した日以降で初めて第3種ドットフォン契約及び第2種契約の料金のいずれもが適用された料金月から、本割引の廃止日を含む料金月までとします。</p> <p>エ 当社は、第3種ドットフォン契約の解除若しくは第2種契約の解除又は第3種ドットフォン契約に係る料金その他の債務及び第2種契約に係る料金その他の債務を一括して請求することの廃止の申出があつた場合、本割引を廃止します。</p>	割引額 (月額)	1の第3種ドットフォン契約の料金額（定額料に限ります。）に次の割引率を乗じて得た額 50%
割引額 (月額)	1の第3種ドットフォン契約の料金額（定額料に限ります。）に次の割引率を乗じて得た額 50%		

(6) 請求書等の発行に関する料金の適用	<p>ア ドットフォン契約者は、ドットフォンサービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約）の定めるところによります。</p> <p>イ アに規定するほか、請求書等の発行に関する料金の適用については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））の定めに従って取り扱います。</p>
----------------------	--

2-2 料金額

2-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ6	300円（330円）

2-2-2 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のIP電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（ https://www.tca.or.jp/universalservice/ ）で公表します。		

2-2-3 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1のIP電話番号ごとに月額	1円（1.1円）
備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価（当社のWebサイト（ https://s.ocn.jp/relay ）に掲載するものとします。）を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。		

2-2-4 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
留守 番号 電話 機能	この機能を利用する第3種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第3種ドットフォン契約者又はその第3種ドットフォン契約者が指定したものに対し当社が通知する機能		—
備考	<p>1 当社は、第3種ドットフォンサービス（タイプ6）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 録音したメッセージは当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>3 当社は、本付加機能に係る通知先からその通知される通信について、間違いのためその通知が行われないようにして欲しい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その通知を中止することがあります。</p> <p>4 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の録音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>6 本付加機能に係る設定方法、録音できるメッセージの数及び時間その他の条件等については、当社が指定するところによります。 (注) 本欄2に規定する当社が別に定める時間は、168時間（7日）とします。</p>		
代表 番号 通知 機能	この機能を利用する第3種ドットフォン契約に係る任意のIP電話番号（代表機能の提供を受けているものに限りです。）から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		—
国際 電話 発信 機能	その第3種ドットフォンサービスに係る国際通信を行うことを可能とする機能	第3種ドットフォン契約ごとに	—
備考	当社は、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。		

2-2-5 ダイアルアウト通信料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記17の(4)のイの(イ)に係るもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8 円)

(イ) 共通編別記 17 の(4)のイの(ウ)に係るもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 1 分までごとに	16 円 (17.6 円)

(ウ) 削除

(エ) I P 電話設備のうち、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電話番号を用いるもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8 円)

(オ) I P 電話設備のうち、共通編別記 3 に係るもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8 円)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みません。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第 1 種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

第2表 工事に関する費用（工事費）

1 適用

区 分	内 容				
(1) 交換機等工事費の適用	<p>工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費の適用	交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費の適用				
交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。				
(2) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線である場合の第1種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事</p> <p>イ 国際電話利用休止機能又は国際電話発信機能の利用の開始に関する工事</p>				
(3) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>				

2 工事費の額

2-1 第1種ドットフォンサービスに関するもの

第1種ドットフォンサービスの利用の開始、又は付加機能の利用の開始に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
交換機等工事費	タイプ1の利用の開始に関する工事	1 契約ごとに 500 円 (550 円)
	付加機能（特定番号通知機能に限ります。）の利用の開始に関する工事	1 契約ごとに 1,000 円 (1,100 円)